

※ 沖縄労働局ホームページから「掲載例」をダウンロードできます。
(掲載:「各種法令・制度・手続き」⇒「雇用均等関係」)

掲載例 1

従業員数が **100 人以下** の事業主の皆さま!

～ 平成 24 年 7 月 1 日から 改正育児・介護休業法が全面施行されました ～

就業規則への記載はもうお済みですか?

育児・介護休業法が改正され、平成22年6月30日から施行されました。(常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日から全ての規定が施行。)

*** 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限、所定外労働の制限、所定労働時間の短縮措置(短時間勤務制度)は、就業規則等に制度を定める必要があります。***

ご活用ください!

育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度

沖縄労働局 雇用均等室では、労働者と事業主との間で育児・介護休業等の民事上のトラブルが生じた場合、解決に向けた援助を行っています。

援助の制度には、**都道府県労働局長による援助**と調停委員(弁護士や学識経験者等の専門家)による**調停**の2種類があります。

- ◆ 紛争の当事者である「男女労働者」及び「事業主」の方が対象となります。
(都道府県労働局長による援助は、電話、お手紙(連絡先記載)でも結構です。調停は、調停申請書の提出が必要です。まずは、雇用均等室にご相談ください。)
- ◆ 援助を申し出たことにより労働者を不利益に取り扱うことは、育児・介護休業法で禁止されます。
- ◆ 関係当事者以外に援助や調停の内容は公にされません。プライバシーが保護されます。

援助の対象となる紛争

●育児休業制度 ●介護休業制度 ●子の看護休暇制度 ●介護休暇制度 ●育児のための所定外労働の制限 ●時間外労働の制限、深夜業の制限 ●育児のための所定労働時間の短縮措置 ●介護のための短時間勤務制度等の措置 ●育児休業等を理由とする不利益取扱い ●労働者の配置に関する配慮

◇ 改正育児・介護休業法(育児・介護休業規則等、紛争解決援助制度等) に関するお問い合わせは

沖縄労働局雇用均等室まで

電 話 : 098-868-4380

(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 3 階)

※ 沖縄労働局ホームページから「掲載例」をダウンロードできます。
(掲載:「各種法令・制度・手続き」⇒「雇用均等関係」)

掲載例 2

従業員数が **100人以下** の事業主の皆さま！

平成 24 年 7 月 1 日から**改正育児・介護休業法** が全面施行されました。

就業規則への記載はもうお済みですか？

育児・介護休業法が改正され、平成22年6月30日から施行されました。(常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日から全ての規定が施行。)

ご活用ください！

育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度

沖縄労働局では、労働者と事業主との間で育児・介護休業等の民事上のトラブルが生じた場合、解決に向けた援助を行っています。

*** 援助の制度には、**都道府県労働局長による援助**と調停委員(弁護士や学識経験者等の専門家)による**調停**の2種類があります。***

◇改正育児・介護休業法等に関するお問い合わせは

沖縄労働局雇用均等室まで

電 話 : 098-868-4380

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階)